ショートステイ金澤備中　利用契約書

指定（介護予防）短期入所生活介護事業

目　次

第１章　総　則

第１条　（契約の目的）
第２条　（契約期間）
第３条　（（介護予防）短期入所生活介護計画の決定・変更）
第４条　（介護保険給付対象サービス）
第５条　（介護保険給付対象外のサービス）
第６条　（契約期間と利用期間）

第２章　サービスの利用と料金の支払い

第７条　（サービス利用料金の支払い）
第８条　（利用の中止・変更・追加）
第９条　（利用料金の変更）

第３章　事業者の義務

第 10 条　（事業者およびサービス従業者の義務）
第 11 条　（守秘義務等）

第４章　利用者の義務

第 12 条　（利用者の施設利用上の注意義務等）

第５章　損害賠償（事業者の義務違反）

第 13 条　（損害賠償責任）
第 14 条　（損害賠償がなされない場合）
第 15 条　（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第６章　契約の終了

第 16 条　（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第 17 条　（利用者からの中途解約）
第 18 条　（利用者からの契約解除）
第 19 条　（事業者からの契約解除）
第 20 条　（精算）

第７章　その他

第 21 条　（苦情処理）
第 22 条　（事故発生時の対応）
第 23 条　（協議事項）

■事業所名　：ショートステイ金澤備中
■事業者名　：社会福祉法人　久楽会

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「利用者」という。）と社会福祉法人久楽会（以下「事業者」という。）は、利用者がショートステイ金澤備中（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される（介護予防）短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第１章　総　　則

（契約の目的）

第１条　事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活に必要な居室及び共用施設等を利用させるとともに、（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。

2　事業者が利用者に対して実施する（介護予防）短期入所生活介護サービスの内容、費用等の事項は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

（契約期間）

第２条　本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

　但し、契約期間満了の７日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（（介護予防）短期入所生活介護計画の決定・変更）

第３条　事業者は、利用者にかかる居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の（介護予防）短期入所生活介護計画を作成するものとします。

2　事業所は、利用者に係る居宅サービス計画書が作成されていない場合でも、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は利用者に対し、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3　事業者は、（介護予防）短期入所生活介護計画について、利用者およびその家族に対し説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

4　事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者およびその家族等の要請に応じて、（介護予防）短期入所生活介護計画について変更の内容があるかどうかを調査し、その結果、（介護予防）短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者およびその家族等と協議して、（介護予防）短期入所生活介護計画を変更するものとします。

5　従業者は、（介護予防）短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第４条　事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理の世話を提供するものとします。

2　前項のサービス及びその他の介護給付加算サービスの概要は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。

（介護保険給付対象外サービス）

第５条　事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

一　食事の提供

二　居住の提供

三　利用者に対する理美容サービスの提供

四　介護保険給付の支給限度額を超える（介護予防）短期入所生活介護サービス

五　その他日常生活上必要となるものの提供

2　前項のサービスについて、費用負担が必要なものについては、その利用料金は利用者等が負担するものとします。

3　費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりです。

4　事業者は第１項に定めるサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（契約期間と利用期間）

第６条　この契約でいう「契約期間」とは、第２条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第２条定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に（介護予防）短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第２章　サービスの利用内容と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

第７条　利用者は要介護度に応じて第４条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証の自己負担割合に応じた金額）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がいまだに要介護認定を受けていない場合および居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん事業者に支払うものとします。要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻しされます。（償還払い。）

2　指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用の中止（キャンセル）を申し出た場合に事業者は、次に定めるキャンセル料の支払いを利用者から受けることができます。ただし、利用者本人の病変、急な入院等事業所への連絡ができない場合には、利用者に

その負担を請求しないものとします。

一　利用日前日までのキャンセルの場合は無料です。

二　利用日当日のキャンセルの場合は介護報酬告示上の額（１割負担額）と同額とします。

3　第5条に定めるサービスについては、利用者は、「重要事項説明書」に定める料金体系に基づいたサービス利用料金を事業所に支払うものとします。

4　前項の他、利用者は利用期間中の食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く。）を事業者に支払うものとします。

（利用の中止・変更・追加）

第8条　利用者は、第6条に定める利用期間の開始前に、（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくはサービスの利用を追加できることができます。この場合には、利用者はサービス開始日の前日までに事業所に申し出るものとします。

2　事業所は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の中止・変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとします。

3　利用者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。

4　前項の場合、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務および第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

5　第4項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する時において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

（利用料金の変更）

第9条　第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は該当サービス利用料金を変更することができるものとします。

2　第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、事前に説明をした上で当該サービス利用料金を相当額に変更することができます。

3　利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章　事業者の義務

（事業者およびサービス従業者の義務）

第10条　事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、

財産の安全・確保に配慮するものとします。

2　事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の嘱託医又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取及び確認の上でサービスを実施するものとします。

3　事業者及びサービス従業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

4　事業所は、利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それをサービス終了から 5 年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

5　事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

（守秘義務等）

第 11 条　事業者及びサービス従事者又は従業員は、（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2　事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3　前 2 項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 4 章　利用者の義務

（利用者の施設利用上の注意義務等）

第 12 条　利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2　利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、事業所及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3　利用者は、事業者の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。

第５章　損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第 13 条　事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様です。ただし、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第 14 条　事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一　利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

二　利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

三　利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四　利用者が、事業者もしくはサービス従業者の指示・指導等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第 15 条　事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第６章　契約の終了

（契約の終了事由・契約終了に伴う援助）

第 16 条　利用者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　利用者が死亡した場合

二　要介護認定により利用者の心身の状況が自立した場合

三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

四　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
五　事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
六　第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2　事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

（利用者からの中途解約）

第 17 条　利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。

2　利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一　第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
二　利用者が入院した場合
三　利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

（利用者からの契約解除）

第 18 条　利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める（介護予防）短期入所生活介護サービスを実施しない場合
二　事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
三　事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
四　他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（事業者からの契約解除）

第 19 条　事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
二　利用者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用金額の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、再三の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
三　利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（精算）

第 20 条　第 16 条第 1 項第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務および第 20 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終日から 1 週間以内に精算するものとします。

第 7 章　その他

（苦情処理）

第 21 条　事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するのもとします。

（事故発生時の対応）

第 22 条　事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（協議事項）

第 23 条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定められているところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、事業所、利用者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者　住所　　石川県金沢市利屋町は 64 番地 1
事業者名　　社会福祉法人　久楽会
代表者氏名　　理事長　　新谷　博範

【利　用　者】　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代　理　人】　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者との続柄（　　）